

# 【アルバイト収入のある学生の皆さん】 年収が100万円を超えていたら・・・ 「勤労学生控除」を忘れずに申告しましょう！

ご存じ  
でしたか



両親の収入だけ見ると住民税非課税で第Ⅰ区分（満額の支援）の判定でも・・・



あなたの年収が100万円を超えている場合は、**支援の額が減ることがあります！**



なぜだろう？



奨学生

JASSOの給付奨学金は、両親だけでなく学生本人の年収なども確認されます。

**注意**

アルバイト等で年収が100万円を超えると住民税<sup>※1</sup>が課税されることがありますが、本人に住民税が課税されると給付等の支援の額が減ることがあるんです。しかも、これにより減る支援は、増えたぶんの収入よりも多額となることもあります！



やけに詳しい  
先輩

私の去年の年収が100万円を超えていた！  
どうすれば・・・？



**重要!**

それなら、まずは・・・

確定申告や年末調整で **勤労学生控除** を申告<sup>※2</sup>しましょう！



※1 具体的には、前年の所得に応じてお住いの自治体から課税される「市町村民税所得割」をいいます。

※2 JASSOや学校では手続きできません。税務署・自治体窓口（確定申告・住民税申告）又は勤務先（年末調整）にご相談ください。時期や状況によって、できる手続きが異なります。



より詳しい情報は  
次ページ⇒

# 【アルバイト収入のある学生の皆さん】 年収が100万円を超えていたら・・・ 「勤労学生控除」を忘れずに申告しましょう！

## ポイント1. 勤労学生控除の有無

両親やあなたのうち、住民税<sup>※1</sup>が課税されている人がいると、満額の支援（第Ⅰ区分）になりません。

両親ともに住民税非課税なら、あなた自身が課税されるかどうかにより区分が決まることがあります。

特に、親の扶養に入るために年収が100万円～103万円になるよう調整している方は、

勤労学生控除の適用がなければ、支援の額が減ってしまうかもしれません。



あなたの年収が上がってこくと...

あなたの年収 ([]内は個人事業主 <sup>※2</sup> の場合の所得)	勤労学生控除を申告しない場合			勤労学生控除を…	勤労学生控除を加味した 給付奨学金の判定
	住民税	所得税	給付奨学金の判定		
親の扶養に ～100万円【45万円】	非課税	非課税	第Ⅰ区分 (満額の支援)	(申告しても非課税であることは 変わらない)	第Ⅰ区分 (満額の支援)
～103万円【48万円】	課税	非課税	第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)	申告すれば…	住民税非課税となり 第Ⅰ区分になる
～124万円【69万円】	課税	課税	第Ⅱ区分	申告すれば…	住民税非課税となり 第Ⅰ区分になる
～130万円【75万円】	課税	課税	第Ⅱ区分	申告できるが…	住民税非課税とならず 第Ⅱ区分のまま
130万円超～	課税	課税	第Ⅱ区分	申告できない	第Ⅱ区分のまま

年収130万円までは勤労学生控除が使えますがそれにより住民税非課税になるのは年収124万円までです。

## ポイント2. 年収や勤労学生控除の影響する時期

あなたの2024年中<sup>※3</sup>の収入が100万円を超え、勤労学生控除もないと、2025年10月以降の支援に影響します。

**まとめ** 年収100万円を超えたら勤労学生控除を忘れずに申告しましょう！

※1 具体的には、前年の所得に応じてお住いの自治体から課税される「市町村民税所得割」をいいます。

※2 フードデリバリー配達員の業務など、アルバイトであっても個人事業主として扱われるものがあります。勤務先にご確認ください。

※3 2025年1月現在で国において議論されている税制改正（給与所得控除の変更等）は、この2024年中の収入（2025年10月～2026年9月の給付奨学金の判定）に影響しません。